

株式会社伊賀交通 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施、及びその管理体制、安全統括管理者の選任等

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施、及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という）第22条の2の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貸切バス事業にかかる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 会社代表者は、輸送の安全確保が事業経営の根幹をなすと深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する意見等に真摯に耳を傾け、且つ現場の状況を的確に把握し、社員に対し輸送の安全確保が最重点であるという意識を徹底周知させる。

- 2 社員は、輸送の安全に関する計画の実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、刷新し、一丸となって業務を推進することにより輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用の支出、投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有すること。

五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じ必要な計画を策定する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、上記責任のもと、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、上記のもと、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、上記のもと、業務の実施状況、並びに管理状況の適性を常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 輸送の安全を確保するため、次に掲げる者を選任し責任体制を明確にするとともに企業統治を行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、別に定める組織図のとおりとし、安全統括管理者が事故対応、災害対応、その他諸般の公的事情等により本社営業所に不在となる場合等は当該組織図によって運用する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 社員のうち、旅客自動車運送事業規則第47条の5に既定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに抵触することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障、その他やむを得ない事由により継続して職務を行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令の違反、輸送の安全の確保に関する確認を怠る等により、当該管理者がその職務を継続して行うことが本来目的に支障を及ぼす虞があると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最重要であるとの意識を徹底指導する。
- 二 その実施、管理体制を確立し維持すること。
- 三 その方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。
- 四 報告連絡体制を構築し、社員に対し周知徹底を図ること。
- 五 定期的に、かつ必要に応じ、随時、内部監査を行い経営の責任者たる長に報告すること。
- 六 経営責任者に対し必要な改善に関する意見を述べる等、必要な措置を講じること。
- 七 運行管理者を統括管理し適正な運行管理が遂行できるようにすること。
- 八 整備管理者を統括管理し適正な整備管理が遂行できるようにすること。
- 九 社員に対し必要な教育、研修を行うこと。
- 十 その他、責務遂行のために必要な措置を講じること。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく、計画に従い、重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップから現場、運行管理者から運転者など双方向の意思疎通を充分に行い、社内において輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、有意義に共有されるように努める。

- 2 安全性を阻害する事態やそれに至る可能性のある実態を発見した場合、直ちに関係者に伝え、いやしくも看過、隠蔽を計ることは絶対にしない。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、経営トップ、その他必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内における報告連絡体制の周知を図り、その体制が円滑に機能し、事故、災害発生時の対応が適切なものとなるよう必要な指示をおこなう。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合、当該規則に基づき必要な報告を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 輸送の安全に関する目標を達成するため、人材育成のための教育、研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、年一回以上、内部監査を実施する。

- 2 重大な事故、災害等が発生した場合や同種事故が連続して発生した場合、その他必要と認めた場合は、随時内部監査を実施する。
- 3 安全統括管理者は、前2項の内部監査が終了した場合はその結果に基づき、改善すべき事項等を速やかに経営トップに報告し、必要な方策、緊急是正措置、予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 経営トップは、安全統括管理者からの事故等に関する報告、内部監査の結果報告、その他改善事項の報告等を受けた場合、又は自ら必要と認める場合は、直ちに必要な方策を検討し、是正・予防措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全の確保に関する基本的な方針、その目標、並びに達成状況、事故に関する統計、組織内情報伝達体制、教育・研修の実施状況、内部監査の状況、安全統括管理者の情報、その他完全管理規程の根幹部分に関して外部に公表する。

- 2 前項の公表は、事故発生時に関する各種措置内容も同様とする。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ定期的に適切な見直しを行い、実態に即した内容となるように努める。

- 2 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針作成に付帯する会議等の議事録、各種報告内容、体制表、監査結果、措置内容、その他関係記録は適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報、議事内容、記録、その他関係資料の保存方法等は別に定める。